



機関別認証評価の受審に向けた 適切な自己点検・評価の実施について

令和7・8年度に実施する高等専門学校機関別
認証評価に関する自己評価担当者等に対する
追補研修

令和7年2月
大学改革支援・学位授与機構



はじめに

- 機関別認証評価は各校の自己点検・評価に基づき受審することになる。
- 現状では、機関別認証評価の過程で、多くの問題点が指摘されており、受審校はその対応を余儀なくされている。対応が不十分で、評価結果において改善を要する点として指摘されている事項も少なくない。
- このことは、各受審校の自己点検・評価が適切に行われておらず、内部質保証システムが機能していないと指摘されてもやむを得ない状況であり、根本的な改善が必要である。
- 機関別認証評価の過程で問題点が指摘された場合、対応を行えば問題ないということではなく、そもそも、機関別認証評価を行う過程で問題点が指摘されないよう、各校による自己点検・評価が適切かつ継続的に行われるべきである。
- 高等専門学校機関別認証評価は令和7年度から4巡目に入り、評価が一層厳格になることを踏まえ、今回、各校による自己点検・評価を適切に実施していただくための追補研修を行うこととなった。
- 令和6年6月の研修会において配布した「K-2自己評価書の作成に当たっての留意点等について」では、領域ごとに留意点を説明したのに対して、今回は各領域で共通する作業内容ごとに整理して留意点を説明するので、参考にしていただきたい。



注意事項

- 本資料で推奨例や「・・・を推奨する」と説明している箇所が多くあります。これは一例を示したものですから、そのことを強制するものではありません。自己点検・評価を実施する際に参考にしてください。
- 本資料で具体的な委員会名が示されている場合があります。これは分かりやすくするために示したもので、その委員会を置かなければならないという意味ではありません。各校の事情に合わせて読み替えてください。



目次

1. 自己点検・評価全般について
2. 自己点検・評価の作業の種類
 - ① 規程類の整備
 - ② 3つのポリシー
 - ③ 意見聴取
 - ④ 教育活動の状況
 - ⑤ 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置
 - ⑥ より望ましい取組
3. 自己点検・評価の作業手順
4. 3巡目の機関別認証評価で改善を要する点として指摘の多い観点
5. 学校教育法施行規則の一部改正への対応



目次

1. 自己点検・評価全般について
2. 自己点検・評価の作業の種類
 - ① 規程類の整備
 - ② 3つのポリシー
 - ③ 意見聴取
 - ④ 教育活動の状況
 - ⑤ 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置
 - ⑥ より望ましい取組
3. 自己点検・評価の作業手順
4. 3巡目の機関別認証評価で改善を要する点として指摘の多い観点
5. 学校教育法施行規則の一部改正への対応

自己点検・評価のスケジュール(推奨例)

- 各高等専門学校においては、教育研究等の状況について自己点検・評価を実施し、7年以内ごとに機関別認証評価を受審することが法令で定められている。
- また、4巡目の機関別認証評価から、認証評価を受審した次の年度を1年目として3年目までに対応状況報告を行うことが義務付けられている。(3巡目までは次の評価を受けるまでの間、対応状況報告の提出は任意)
- 対応状況報告は報告年度の6月末までに提出する必要があるため、その前年度に自己点検・評価を実施することが望ましい。
- 3年目に対応状況報告を行う場合は、以下の自己点検・評価の実施を推奨します。

機関別認証評価	3巡目							4巡目							5巡目		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
初年度受審校	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●	◎	▽	▽●
2年度受審校	●	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●	◎	▽
3年度受審校		●	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●	◎
4年度受審校			●	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽			●
5年度受審校				●	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽		
6年度受審校					●	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽	
7年度受審校						●	◎	△	△●	△	△	△	△●	◎	▽	▽●	▽

※機関別認証評価:◎ 任意の対応状況報告期間:△
義務の対応状況報告期間:▽ 自己点検・評価:●

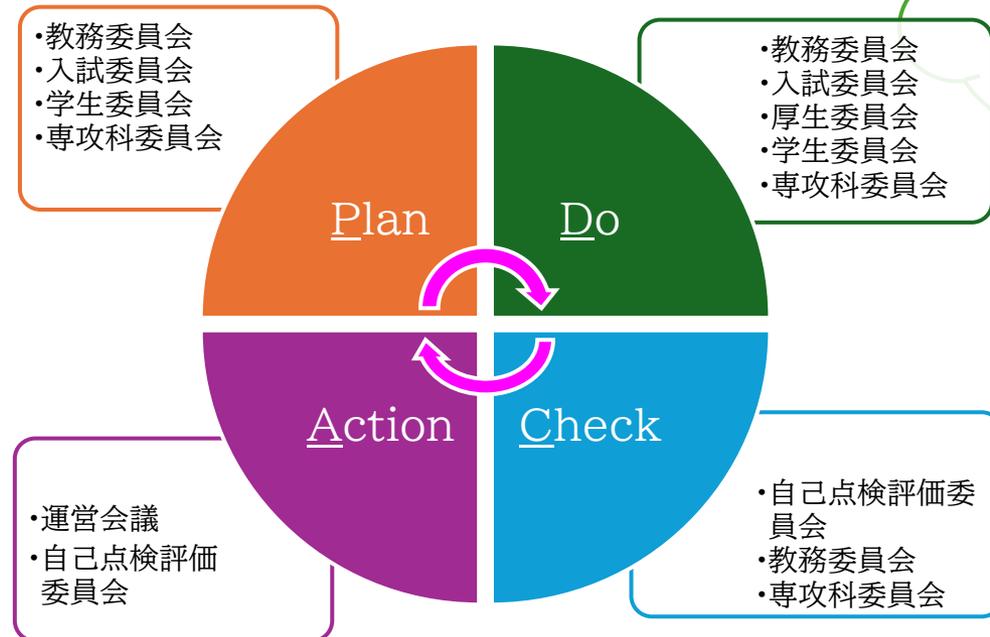
5巡目の機関別認証評価の実施内容等は未定のため、参考までに記載しています。



自己点検・評価を実施する体制(統括組織がない例)

- 機関別認証評価は自己点検・評価に基づき受審することになる。
- 機関別認証評価を適切に受審するためには、適切な自己点検・評価体制の構築(規程化)が不可欠である。
- 自己点検・評価を統括する組織と規程が必要。

統括組織のない体制例

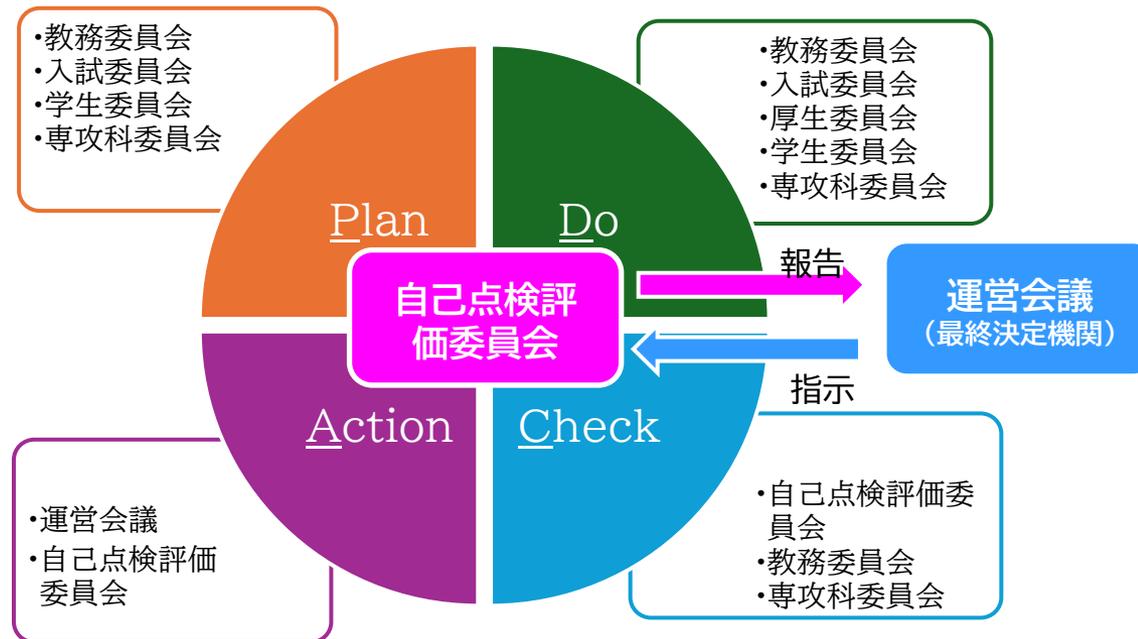


統括組織がなければ
内部質保証体制が構築されず、適切な自己点検・評価を実施することができません。

自己点検・評価を実施する体制(統括組織がある例①)

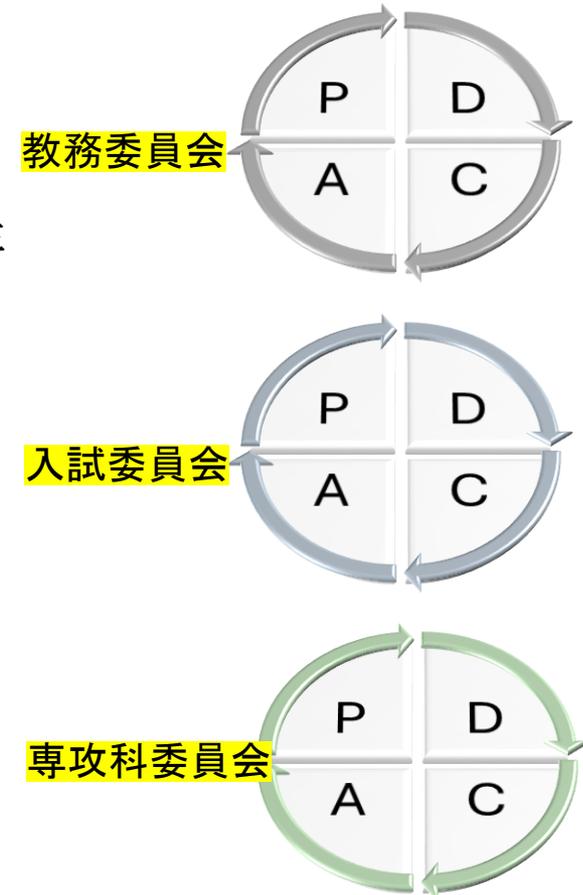
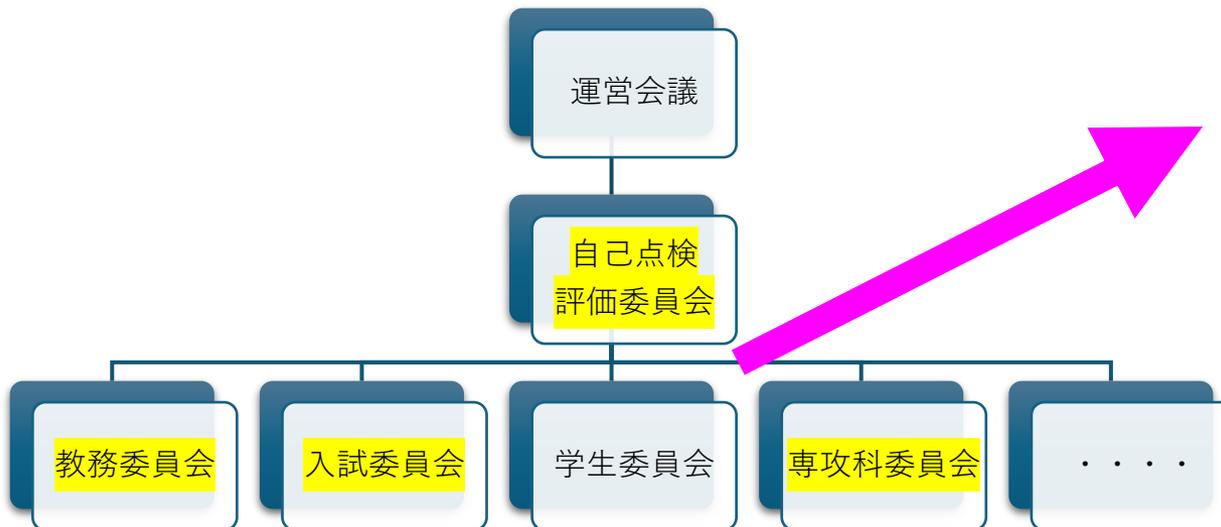
- 統括組織とは、自己点検・評価を実質的に回す組織のことで、最終決定機関ではありません。
- 自己点検評価委員会を統括組織とした例を以下に示します。
- この例では、自己点検評価委員会がPDCAの各アクションで重要な役割を果たします。

統括組織を明示した体制例



自己点検・評価を実施する体制(統括組織がある例②)

- この例は統括組織として、**自己点検評価委員会**を置いています。その機能は以下の通りです。
 - 自己点検・評価を統括する
 - 質保証システム全体のPDCAサイクルを回す
 - 下部委員会に各種データの取得、保管を指示する
 - 下部委員会にデータに基づく評価、改善案を報告するよう指示する
- 自己点検評価委員会は学校全体のPDCAサイクルを回すことを主要な役割とし、各種委員会でも独自にPDCAサイクルを回します。





目次

1. 自己点検・評価全般について
2. 自己点検・評価の作業の種類
 - ① 規程類の整備
 - ② 3つのポリシー
 - ③ 意見聴取
 - ④ 教育活動の状況
 - ⑤ 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置
 - ⑥ より望ましい取組
3. 自己点検・評価の作業手順
4. 3巡目の機関別認証評価で改善を要する点として指摘の多い観点
5. 学校教育法施行規則の一部改正への対応

①規程類の整備(領域1関係)

規程類	内容	観点
自己点検・評価の基本方針	自己点検・評価の目的、対象、統括する委員会、実施頻度、評価報告書の公開を規定することは必須。	観点1-1-①(1)
	施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	観点1-1-①(3)
	第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針を明記すること。	観点1-1-①(5)
自己点検・評価の実施要項、各種委員会の規程	各種委員会の役割、PDCAサイクルの流れを自己点検・評価の実施要項に記載。PDCAサイクル内に示された委員会の規定に、委員会における自己点検・評価の内容を記載。	観点1-1-①(2)
施設・設備、学生支援に関する自己点検・評価を行う委員会規程	施設・設備、学生支援に関する自己点検・評価を業務として規程に明記すること。	観点1-1-①(4)
	施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準や項目が規定されていること。観点1-1-①(3)(4)と関連。	観点1-2-③(1)
ステークホルダーから意見聴取を行い、教育の質の改善・向上に結び付けることを実施する委員会の規程	第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けることを業務として委員会の規定に明記すること。	観点1-1-①(6)
	教員、職員、在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の学生、保護者、外部関係者(中学校、地方公共団体、民間企業その他)に意見を聴取することを業務として規程に明記すること。	観点1-2-④(1)
学校の目的及び三つの方針について、点検する委員会の規程	学校の目的及び三つの方針について点検することを業務として委員会規程に明記すること。	観点1-2-①(1)
	領域5の3ポリシーに係る点検等を業務内容として明記すること。	観点1-2-②(1)
自己点検・評価結果を踏まえて、対応措置について所掌する委員会の規程(内部質保証体制に関する規程類)	自己点検・評価結果を踏まえて、対応措置について検討、立案、提案することを規程に明記すること。	観点1-2-⑤(1)
	自己点検・評価結果を踏まえて、対応措置の計画を実施する手順を規程に明記すること。	観点1-2-⑥(1)
	自己点検・評価結果を踏まえて、対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順を規程に明記すること。	観点1-2-⑦(1)

①規程類の整備(領域2関係)

規程類	内容	観点
教務・学生支援・入試を所掌する委員会等の組織構成表、運営規程	教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が分かること。	観点2-2-①(1)
教育研究活動について審議し又は実施する組織について定めている規程	教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織について、構成、責任体制及び審議事項、組織及び議事の運営に関することを規定すること。	観点2-2-②(1)
教員の採用・昇任に係る選考規程、選考基準	教員の採用および昇任に関する選考手続きと職名別の選考基準を規定していること。高等専門学校設置基準に定められた教員資格では不十分。	観点2-4-①(1)
教員評価実施規程、評価基準、教員評価結果を基に行う取組に関する規程	非常勤教員以外の全教員に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行うことを定めた規程とその基準を定めたもの。	観点2-4-②(1)
	様式1「自己評価書」記載の各取組にチェックを入れるためには、取組が明文化され、教員に周知されていなければならない。	観点2-4-③(1)
FDを所掌する委員会の規程、FDの実施要項	FDの実施体制・実施方針・内容・方法が規定されていること。	観点2-4-④(1)
事務組織規程、事務組織図、技術室規程	教育支援者(事務職員、技術職員、助手等。)の役割分担が規定されていること。	観点2-5-①(1)
教育補助者(指導補助者)の雇用等を所掌する委員会の規程、その雇用等を規定する要項	教育補助者(指導補助者)を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続、研修、オリエンテーション、指導・助言を規定していること。	観点2-5-①(3)

①規程類の整備(領域3関係)

規程類	内容	観点
安全衛生管理規程、安全衛生管理を所掌する委員会の規程	施設・設備の安全衛生管理体制が規定されていること。	観点3-1-②(1)
学生相談室、保健室、相談員やカウンセラー、ハラスメント相談等に関する運営規程	学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等が規定されていること。	観点3-2-①(1)
いじめ防止基本計画、いじめ防止対策委員会規程、その他関連規程	いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等に関する体制の規程。	観点3-2-①(3)
特別な支援が必要と考えられる学生への支援体制に責任を持つ委員会の規程	留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制が分かること。	観点3-2-②(1)～(6)
キャリア教育の体制を定めた規程、キャリア教育として実施している取組の実施要項	就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が規定されていること。	観点3-2-③(1)
	実施要項を定める取組例は観点3-2-③(2)に記載。	観点3-2-③(2)
課外活動の支援を所掌する委員会の規程、運動部の活動方針	当該委員会の組織、目的、活動内容、責任の所在を明記すること。運動部の活動方針も規定することが望ましい。	観点3-2-④(1)～(3)
学生寮管理運営規則、学生寮規則、同細則	学生寮の管理運営体制が規定されていること。	観点3-2-⑤(4)

①規程類の整備(領域4関係)

規程類	内容	観点
学内会計監査規程	外部資金の会計監査も含む。	観点4-1-①(2)
危機管理を所掌する委員会の規程	委員会の規程、危険物の管理規程	観点4-2-②(1)
危機管理マニュアル、学校防災マニュアル	法令に準拠した内容とすること。	観点4-2-②(2)
管理運営に関わる体制の規程類		観点4-2-①(1)
管理運営に係る委員会の規程	組織図も提示すること。	観点4-2-①(2)
校長、副校長、主事等の役割分担が規定されているもの		観点4-2-①(3)
事務組織について定めた規程	事務組織図も提示すること。	観点4-3-①(1)
SDの企画や実施を所掌する委員会の規程	SDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等	観点4-3-②(1)
教員、事務職員や技術職員の連携体制が分かる規程など	校務分掌・分担の一覧等を含む。	観点4-4-①(1)

②3つのポリシー(準学士課程)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
DPが準学士課程全体、各学科の目的(自己評価書Ⅱ「目的」に記載したもの。)と整合性を有していること。	ここではDPと教育目標の厳密な整合を求めているが、教育効果を考えるとDPは教育目標と整合していることが望ましい。	観点5-1-①(2)
CPが、DPとの整合性を有していること。	CPとDPの一覧表を作成し、整合性をチェックすること。根拠資料として本資料p.16に記載する一覧表を提出することを推奨します。	観点5-2-②(2)
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	学科(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点5-3-①(1)
APの中の入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法となっていること。	すべての選抜区分について、APの入学者選抜の基本方針と入学者選抜募集要項の記載が整合していること。面接による選抜を行う場合には面接要領、合否判定基準が整備されていること。	観点5-10-①(1)
APに沿った学生の受入れが行われているかどうかを検証し、改善に役立てられているか。	実施する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点5-10-②(1)
学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図っているか。	関係を把握する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点5-11-①(2)

④教育活動の状況にも記載



CP・DP一覧表を作成して、整合性を確認

		2024/12/26現在	
学科、専攻	教育目標	DP	CP
本科共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術者に必要な基礎知識を備え、実践力のある人材を育成する 2. 創造性を備え、自らの考え方を表現できる人材を育成する 3. 専門的基礎知識を理解し、自ら学ぶことのできる人材を育成する 4. 広い視野と倫理観を備えた人材を育成する 	<p>本科では、以下のような能力を身に付け、所定の単位を修得した学生に対し卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理工系の基礎的な学力をもとに、各専門分野の基礎的な知識と技術及びそれらを応用することができる。 2. 様々な人々と主体的に協働して課題解決に取り組むことのできるコミュニケーション能力、及び、技術者にふさわしい倫理観に基づき、その専門知識を社会のために役立てることができる。 3. 自らの資質と現在の能力を見極め、それらを磨き高める努力を主体的に続けることができる。 	<p>本科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理工系の分野に共通して必要とされる基礎的な学力を身につけ、各専門分野の基礎的な知識と技術を修得、応用する科目を配置する。 2. 様々な人々と主体的に協働して課題解決に取り組むことのできるコミュニケーション能力と、技術者にふさわしい倫理観を修得する科目を配置する。 3. 継続的に学習していく能力を養う科目を配置する。 <p>これらの科目群に係る単位修得の認定は、各学期の試験の成績、提出物、出席状況及び学習態度等を総合し、以下の区分により評価する。</p> <p>S(100～90点)秀 A(89～80点)優 B(79～70点)良 C(69～60点)可 F(59～0点)不可</p>
機械システム工学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然・人文科学の基礎知識をもとに論理的思考のできる能力 2. 材料・加工学等の要素技術やCAD・CAM・CAE等のコンピュータを使用した生産技術力 3. 各種力学、熱・流体工学等の要素技術や機械製品に関する設計技術力 4. 電気・電子工学、制御・メカトロニクス工学等を用いたシステム化技術力 	<p>機械システム工学科では、以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械工学分野の知識を活用し、課題解決に向けて行動できる。 2. 他者と協働し、倫理観・責任感を持って課題に取り組むことができる。 3. 機械工学分野の技術を活用し、課題解決に向けて行動できる。 	<p>機械システム工学科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械システムの知識を修得する、物理と数学を基礎としたいわゆる四力学と、これらを基盤とした基礎専門科目を配置する。 2. 課題解決能力を育成する、課題の本質を理解し論理的に解決する能力を育成する卒業研究、他者と協働して課題を解決しようとする能力を育成する科目を配置する。 3. 機械システムの技術を修得する、実践的な機械システム工学の実験や実習、設計製図実習、プログラミング演習などの実技科目を配置する。
情報通信システム工学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合科学分野情報通信技術を社会的視点で捉え、多面的に物事を考え、論理的に思考・説明できる能力 2. コンピュータのハードウェアとソフトウェアの基礎知識を備え、通信を含む社会の様々な問題をシステムとして解決できる基本技術力 3. 通信システム設計、通信ネットワーク運用に必要な通信工学と情報セキュリティなどの基本技術力 4. 情報通信技術の基礎となる電子工学の基礎知識とデジタル及びアナログの集積回路設計の基本技 	<p>情報通信システム工学科では、以下の能力・姿勢を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報通信工学の基礎的な知識を活用し、それらを応用することができる。 2. 論理的思考力と技術者としての倫理観を体得し、課題に対してグローバルな視点から、解決に向けてコミュニケーションを図ることができる。 3. 課題に対して主体的かつ計画的に物事を進めることができ、課題解決に導くことができる。 	<p>情報通信システム工学科では、ディプロマポリシーに示した能力を育成するため、以下のカリキュラムを編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報通信工学の基礎的な知識を活用し、それらを応用する科目を配置する。 2. 論理的思考力や発表と討議の能力を育成する科目として、電気電子回路・情報・通信工学に関する実験・実習・演習科目を配置する。 3. 課題に対して自主的かつ計画的に物事を進め、課題解決に導く能力を滋養するために、実験、実習、演習科目を体系的に配置する。

②3つのポリシー(専攻科課程)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
DPが専攻科課程全体、各専攻の目的(自己評価書Ⅱ「目的」に記載したもの。)と整合性を有していること。	ここではDPと教育目標の厳密な整合性を求めているが、DPは教育目標と整合していることが望ましい。	観点6-1-①(2)
CPが、DPとの整合性を有していること。	CPとDPの一覧表を作成し、整合性をチェックすること。根拠資料として本資料p.15に記載する一覧表を提出することを推奨します。	観点6-2-②(2)
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	専攻(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点6-3-①(1)
APの中の入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法となっていること。	すべての選抜区分について、APの入学者選抜の基本方針と入学者選抜募集要項の記載が整合していること。面接による選抜を行う場合には面接要領、合否判定基準が整備されていること。	観点6-10-①(1)
APに沿った学生の受入れが行われているかどうかを検証し、改善に役立てられているか。	実施する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点6-10-②(1)
専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図っているか。	関係を把握する委員会の規程にその業務が明文化されていること。	観点6-11-①(2)

④教育活動の状況にも記載

③意見聴取(準学士課程)

聴取対象	内容	観点	所掌する委員会規程
第三者評価としては、外部有識者評価、機関別認証評価、JABEE認定、特例適用専攻科認定が考えられる	前回の第三者評価で指摘された事項の改善がなされているか。特に、外部有識者に自己点検・評価結果を示して意見を伺う規程としている場合は、自己点検・評価を3～4年間隔で実施することが望ましい。	観点1-1-① (5)(6)	所掌する委員会の規程に明記すること。実施要項があることが望ましい
教員、職員、在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の学生、保護者、外部関係者(中学校、地方公共団体、民間企業その他)	在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の学生への質問内容が観点1-2-④(2)に示されている。その他は指定なし。	観点1-2-④ (1)(2)	
寮生	寮の設備や生活に関する要望などの意見	観点3-2-⑤(5)	
在学生	学修単位科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われているか。	観点5-6-①(3)	授業アンケートに質問項目を設定することが望ましい
	成績評価や単位認定に関する基準が周知されているか。	観点5-6-②(1)	所掌する委員会の規程に明記すること。実施要項があることが望ましい
	卒業認定基準が周知されているか。	観点5-7-②(1)	
	実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証として意見聴取結果を活用する。	観点5-10-②(2)	
卒業時学生	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学習・教育の成果の把握・評価を行う。	観点5-8-②(1)	所掌する委員会の規程に明記すること。実施要項があることが望ましい
卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学習・教育の成果の把握・評価を行う。	観点5-8-③(1)	
就職先等	学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学習・教育の成果の把握・評価を行う。	観点5-8-④(1)	



③意見聴取(専攻科課程)

聴取対象	内容	観点	所掌する委員会規程
専攻科在学生	成績評価や単位認定に関する基準が周知されているか。	観点6-6-②(1)	所掌する委員会の規程に明記すること。実施要項があることが望ましい
	修了認定基準が周知されているか。	観点6-7-②(1)	
	実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証として意見聴取結果を活用する。	観点6-10-②(2)	
専攻科修了時学生	修了生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学校の目的及びDPに基づいた学習成果の把握・評価を行う。	観点6-8-②(1)	
専攻科修了後一定期間の就業経験等を経た卒業生	修了生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学校の目的及びDPに基づいた学習成果の把握・評価を行う。	観点6-8-③(1)	
専攻科学生就職先等	修了生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について意見聴取を行い、学校の目的及びDPに基づいた学習成果の把握・評価を行う。	観点6-8-④(1)	



④教育活動の状況(準学士課程1/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	学科(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点5-3-①(1)
進級に関する規程が整備されていること。		観点5-3-①(3)
最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。	シラバスを管理する組織を定め、その組織はシラバスのチェック、学生の利用状況の把握、改善を行う。この業務を当該組織規程に明記すること。	観点5-4-③(4)
学修単位科目を設定している場合は、授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習時間を明記すること。	授業外学習時間は授業の形態ごとに学校で定めることになっているので、学則に明記されていなければならない。	観点5-4-③(7)
他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合	単位互換に関する規程を提示すること。	観点5-5-①(2)
特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか	ガイダンスを誰が実施するか規程で定められていることが望ましい。担任マニュアルでも可。	観点5-5-①(4)

③3つのポリシーにも記載

④教育活動の状況(準学士課程2/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点	
成績評価や単位認定に関する基準	CPに基づき規程で定められていること。	観点5-6-①(1)	
各授業科目の単位認定等	成績評価が適切に行われているかの組織的チェックの実施要項が必要。	観点5-6-①(2)	
学修単位科目に関し、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること	以下の対応が考えられる。 ①シラバスに授業時間外学習を詳しく記載する、②授業外学習を評価点に考慮していることがシラバスに明記されている、③授業アンケートの中に授業外学習が評価されているかの質問を設定する、④学校として把握した後に結果、改善を関係委員会に報告する。	観点5-6-①(3)	③意見聴取にも記載
追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法	受験者の資格、実施時期、最高点の扱いを規定すること。これら試験を口頭試験で実施することは、記録が残らないので適切ではない。	観点5-6-②(2)	
成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための学校として組織的な措置	科目担当教員によるセルフチェックでは不十分。機関別認証評価で実施されるサンプル調査で不適切な科目が出るとチェック体制が不備とされるので、厳格な運営が必要。同一問題の定義については、本資料p.25～p.29を参考にすること。	観点5-6-③(1)	③意見聴取にも記載
成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会	定期試験結果に対する意見申立てではなく、最終評価結果に対する意見申立てである。規程で定めること。	観点5-6-④(1)	
卒業要件	卒業認定基準を定めること。	観点5-7-①(1)	

④教育活動の状況(専攻科課程1/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	専攻(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成すること。カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分かるように記載すること。各項目には少なくとも1科目の必修科目を配置すること。	観点6-3-①(1)
最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。	シラバスを管理する組織を定め、その組織はシラバスのチェック、学生の利用状況の把握、改善を行う。この業務を当該組織規程に明記すること。	観点6-4-②(4)
学修単位科目を設定している場合は、授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習時間を明記すること。	授業外学習時間は授業の形態ごとに学校で定めることになっているので、学則に明記されていなければならない。	観点6-4-②(5)
他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合	単位互換に関する規程を提示すること。	観点6-5-①(2)
特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか	ガイダンスを誰が実施するか規程で定められていることが望ましい。担任マニュアルでも可。	観点6-5-①(4)
成績評価や単位認定に関する基準	CPに基づき規程で定められていること。	観点6-6-①(1)

②3つのポリシーにも記載

④教育活動の状況(専攻科課程2/2)

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
各授業科目の単位認定等	成績評価が適切に行われているかの組織的チェックの実施要項が必要。成績判定会議での進級確認はこれに該当しないので注意すること。ガイドラインを参照のこと。	観点6-6-①(2)
学修単位科目に関し、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること	以下の対応が考えられる。 ①シラバスに授業時間外学習を詳しく記載する、②授業外学習を評価点に考慮していることがシラバスに明記されている、③授業アンケートの中に授業外学習が評価されているかの質問を設定する、④学校として把握した後に結果、改善を関係委員会に報告する。	観点6-6-①(3)
追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法	受験者の資格、実施時期、最高点の扱いを規定すること。これら試験を口頭試験で実施することは、記録が残らないので適切ではない。	観点6-6-②(2)
成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための学校として組織的な措置	科目担当教員によるセルフチェックでは不十分。機関別認証評価で実施されるサンプル調査で不適切な科目が出るとチェック体制が不備とされるので、厳格な運営が必要。同一問題の定義については、本資料p.26～p.30を参考にすること。	観点6-6-③(1)
成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会	定期試験結果に対する意見申立てではなく、最終評価結果に対する意見申立てである。規程で定めること。	観点6-6-④(1)
修了要件	修了認定基準を定めること。	観点6-7-①(1)

③意見聴取にも記載

③意見聴取にも記載



⑤成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置

機関別認証評価の観点5-6-③(1)では、成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われていることが求められている。具体的には以下のすべての取組を実施している必要がある。

1. 答案の返却

答案返却時に採点確認を行った後、再度、答案を回収することのないこと

2. 模範解答や採点基準の提示

3. 同じ問題が繰り返されていないことのチェック

同一問題の考え方については、次ページ以降の例を参考のこと

4. 成績評価の妥当性の事後チェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認)

シラバスに記載された評価配分(例: 試験50%、課題30%、レポート20%)と、実際に教員が用いた配分が一致しているかを確認すること

5. 試験問題のレベルが適切であることのチェック

成績評価を絶対評価で行っている場合、相対評価のような成績分布にならないことは前提としつつ、チェック方法の一例として、例えば、評価分布を算出し、分布に著しい偏りが検出された場合、教育内容や試験の質を改善するきっかけとすることも考えられる。このことは、成績評価の一貫性が保たれ、学生間の不公平感を軽減するというメリットがあると考えられる。

過去の機関別認証評価では、本観点で「改善を要する点」と指摘された受審校が極めて多い(半数以上の受審校が指摘されている)ことを考えると、成績評価に関する「組織的な措置」は毎年実施することを推奨する。2～3年かけて全科目をチェックするような調査方法でも可。結果として、全科目に問題がないように、継続的に取り組むことが重要。



i) 同一試験問題と認められる事例(1/2)

同一問題とは、一字一句同一の問題が該当する以外に、本質的に同一の内容である問題についても、同一問題と判断される。

① 数値が異なるが、同じ計算を要求する場合

問題A1: 次の不定積分を求めなさい。 $\int \sin(3x) dx$

問題A2: 次の不定積分を求めなさい。 $\int \sin(5x) dx$

理由: 数値が異なるのみで、どちらも次の三角関数の積分公式を使う。 $\int \sin(ax) dx = -\frac{1}{a} \cos(ax) + C$

② 問題文や選択肢の順序が変更されているが、本質的に変わらない場合

問題B1: 次の単語を正しい順番に並べ替え、文末にピリオド(.)を付けて文を完成させなさい。

the / bought / she / book / I / yesterday / read

問題B2: 次の単語を正しい順番に並べ替え、文末にピリオド(.)を付けて文を完成させなさい。

I / book / she / bought / the / read / yesterday

理由: 正解は、” I read the book she bought yesterday.” である。単語の順序は異なっているが、選択肢は同じ。



i) 同一試験問題と認められる事例(2/2)

③ 問題文や選択肢の順序が変更されているが、本質的に変わらない場合

問題C1:以下の研究倫理に関する文章の中から正しくないものを選びなさい。

- (1) 共同研究者以外の第三者に研究データを提供する際には、データの提供元や研究参加者の同意を得ることが必要である。
- (2) 研究における剽窃は、他人の成果自分のものとして発表する行為であり、重大な研究不正行為である。
- (3) 動物実験において、実験動物の苦痛を最小限にする配慮は倫理的な要求事項ではない。

問題C2:以下の研究倫理に関する文章の中から正しくないものを選びなさい。

- (1) 動物実験において、実験動物の苦痛を最小限にする配慮は倫理的な要求事項ではない。
- (2) 共同研究者以外の第三者に研究データを提供する際には、データの提供元や研究参加者の同意を得ることが必要である。
- (3) 研究における剽窃は、他人の成果自分のものとして発表する行為であり、重大な研究不正行為である。

理由:正解は問題C1の(3)、問題C2の(1)であり、選択肢の順番が異なるのみ。

④ 問題文や選択肢が部分的に改変されているが、本質が変わらない場合

問題D1:"What is your name?" を用いて間接疑問文を作りなさい。

問題D2:"What is his name?" を用いて間接疑問文を作りなさい。

理由:問題D1の正解例は、"Could you tell me what your name is?" である。
どちらも間接疑問文の語順を問う問題であり、具体例が多少異なるのみ。



ii) 同一試験問題か個別の判断を要する事例(1/2)

① 問題文や選択肢が部分的に改変されている場合

問題E1: 2mol の硫酸を水で希釈し、溶液体積が 1L になるようにした。この溶液のモル濃度 C を求めよ。

問題E2: 3mol の塩酸を水で希釈し、溶液体積が 2L になるようにした。この溶液のモル濃度 C を求めよ。

判断: どちらもモル濃度の基本公式 $C = \frac{\text{物質質量}}{\text{溶液の体積}}$ を適用する問題で、数値や物質が異なる。
物質は解く上で影響しないので、同一問題と見なされる可能性が高い。

② 問題の形式や言い回しが異なっている場合

問題F1: n型半導体のフェルミ準位について説明しなさい。

問題F2: n型半導体のフェルミ準位について正しいものを選びなさい。

- (1) n型半導体のフェルミ準位は、禁制帯内で伝導帯に近い位置にある。
- (2) n型半導体のフェルミ準位は、常に禁制帯の中央に位置する。
- (3) n型半導体のフェルミ準位は、伝導帯の中に完全に位置する。

判断: 問題F1の正解は問題F2の(1)である。問題形式は異なっており、解答に必要な知識は同じであるが、作問が工夫されており、同一問題と見なさない。

③ 翻訳された問題

問題G1: 三角形の面積を求める公式を述べよ。

問題G2: Explain the formula for calculating the area of a triangle.

判断: 言語が異なるのみで内容が同一であるため、同一問題と見なされる。ただし、問題G2で英語で解答することを求める場合は、同一問題とは見なさない。



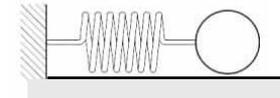
ii) 同一試験問題か個別の判断を要する事例(2/2)

④ 解法は同じでも数値と状況が異なる問題

問題H1: 図のように質量 $m=2\text{ kg}$ の物体が、ばね定数 $k=10\text{ N/m}$ のばねに取り付けられている。ばねの質量や空気抵抗は無視できるものとする。この系の固有振動数 $f\text{ [Hz]}$ を求めなさい。



問題H2: 図のように質量 $m=5\text{ kg}$ の物体が、ばね定数 $k=50\text{ N/m}$ のばねに取り付けられている。ばねの質量や空気抵抗は無視できるものとする。この系の固有振動数 $f\text{ [Hz]}$ を求めなさい。



判断: どちらも固有振動数は次式で求める。数値が異なるのみであれば、同一問題。
バネマス系が置かれている方向が異なるので、異なる問題と考えることも可能。

$$f = \frac{1}{2\pi} \sqrt{\frac{k}{m}}$$



iii) 同一試験問題に関する考え方

同一試験問題と認める基準

- 試験問題全体の80%以上が同一と認められる場合は、同一試験問題が出題されていたと判断します。割合の算出にあたっては、問題数を基本に計算する。配点が明示されている場合は、点数で計算して判断することもある。

同一試験問題かをチェックする試験の範囲について

- チェックする試験は、定期試験(中間試験、期末試験)、追試験、再試験、単位追認試験
- チェックする年度における上記の試験問題間の同一性、及び前年度の試験問題との同一性を確認すること



iv) シラバスに基づいた評価が行われているかの調査

調査手順の例

1. シラバスに記載された評価基準(例: 試験、レポート、課題の配分)を収集。
2. 実際の成績データ(例: 試験点、レポートの評価、課題点など)を照合可能な形式(Excelデータ等)で集める。
3. シラバスに記載された評価配分(例: 試験50%、課題30%、レポート20%)と、実際に教員が用いた配分が一致しているかを確認。
4. 全科目を対象に確認するのが理想だが、サンプリング調査を行うことも可能。その場合、2~3年で全科目のチェックを行う。
5. 問題点が確認されたら、当該教員への指導と改善提案を検討。

⑥より望ましい取組(研究、地域貢献活動)

研究、地域貢献活動

規程	内容	観点
教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るための取組の実施要項	チェックした取組すべての実施要項	観点4-2-③ (1)
研究を推進するセンターの運営規程、研究施設・設備の利用規程		観点4-2-③ (2)
外部資金を獲得する取組の実施要項	産学コーディネータの配置、外部資金申請書の学内レビュー、研究発表会などの取組が考えられるが、これら以外も歓迎する。	観点4-2-③ (3)
研究倫理講習の実施要項	学内講習やe-ラーニングによる実施が考えられる。(研究倫理講習が実施されていない場合は、観点4-2-③の取組は優れた点として取り上げられない可能性がある。)	観点4-2-③ (4)
地域貢献活動の実施方針、地域貢献活動を推進するセンターの運営規程など		観点4-2-④ (1)
外部の教育・研究機関との協定、連携事業の規約など		観点4-2-④ (2)

⑥より望ましい取組(教育活動)

準学士課程の教育

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
創造力を育む教育方法の工夫	全学的に取り組まれているPBL型授業、アクティブ・ラーニングなどのグループワーク授業が想定されている。	観点5-3-②(1)
実践力を育む教育方法の工夫	全学的に取り組まれているインターンシップ、企業との連携授業などが想定されている。	観点5-3-②(2)
その他の教育方法の工夫	国際性涵養を目的とした英語資格試験の受験指導、英語による授業などが想定されている。	観点5-3-②(3)
提供された機会を利用して学生が海外で学習しているか。	支援制度とともに過去5年分の実数の提示が必要。	観点5-5-③(1)

専攻科課程の教育

自己点検・評価結果欄	留意点	観点
創造力を育む教育方法の工夫	全学的に取り組まれているPBL型授業、アクティブ・ラーニングなどのグループワーク授業が想定されている。	観点6-3-③(1)
実践力を育む教育方法の工夫	全学的に取り組まれているインターンシップ、企業との連携授業などが想定されている。	観点6-3-③(2)
その他の教育方法の工夫	国際性涵養を目的とした英語資格試験の受験指導、英語による授業などが想定されている。	観点6-3-③(3)
提供された機会を利用して学生が海外で学習しているか。	支援制度とともに過去5年分の実数の提示が必要。	観点6-5-③(1)



目次

1. 自己点検・評価全般について
2. 自己点検・評価の作業の種類
 - ① 規程類の整備
 - ② 3つのポリシー
 - ③ 意見聴取
 - ④ 教育活動の状況
 - ⑤ 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置
 - ⑥ より望ましい取組
3. 自己点検・評価の作業手順
4. 3巡目の機関別認証評価で改善を要する点として指摘の多い観点
5. 学校教育法施行規則の一部改正への対応



自己点検・評価の作業手順について(1/2)

自己点検・評価の全体スケジュールを検討する際は、以下の手順を参考にすること。

1. 統括組織を確認する。
2. 統括組織の役割を明確化し、どこまで実務を担当するか確認する。
3. 統括組織、各種委員会の役割を確認し、自己点検・評価業務の担当を決め、その業務が担当委員会の各規程に明記されていることを確認する。
4. 自己点検・評価に必要な業務に関する規程、実施要項を確認し、不備があれば、規程や要項の改正を行う。
5. 統括組織は、全業務のスケジュールを検討し、各種業務を担当する委員会にスケジュールを通知する。
6. 統括組織は、各種委員会にデータ取得の依頼、データの検証結果の報告依頼を行う。各種委員会で審議・検証を行う際は必ず委員会議事録を作成し、結果を統括組織に報告する。
7. 統括組織は問題点の集約を行い、改善案を作成し、最終決定機関(例:運営会議)に報告し、指示を受ける。
8. 統括組織は最終決定機関で了承が得られた改善案を各種委員会に通知する。各種委員会で審議・改善を行う際は必ず委員会議事録を作成し、結果を統括組織に報告する。
9. 統括組織は、改善状況を把握したうえで、自己点検・評価報告書をまとめる。
10. 報告書は最終決定機関の承認を受けたうえで、ホームページに公開する。



自己点検・評価の作業手順について(2/2)

最終的に自己点検・評価報告書をまとめるにあたっての留意点

- (1) 自己点検・評価報告書(暫定版)を作成して、それを基に外部有識者の意見を求める必要がある。
- (2) 後期期末試験終了後に成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的なチェックを実施する必要がある。
- (3) 卒業式までに卒業生に対して、学生が卒業時に身に付けた学力、資質、能力について意見聴取をする必要がある。
- (4) 外部有識者の意見聴取、成績評価や単位認定の組織的なチェック、卒業生の意見聴取の結果を反映した自己点検・評価報告書を完成させ、次年度の5月末を目途に公開する。
- (5) (必要に応じて)6月末までに、当機構に機関別認証評価の自己評価書、または対応状況報告を提出する。



目次

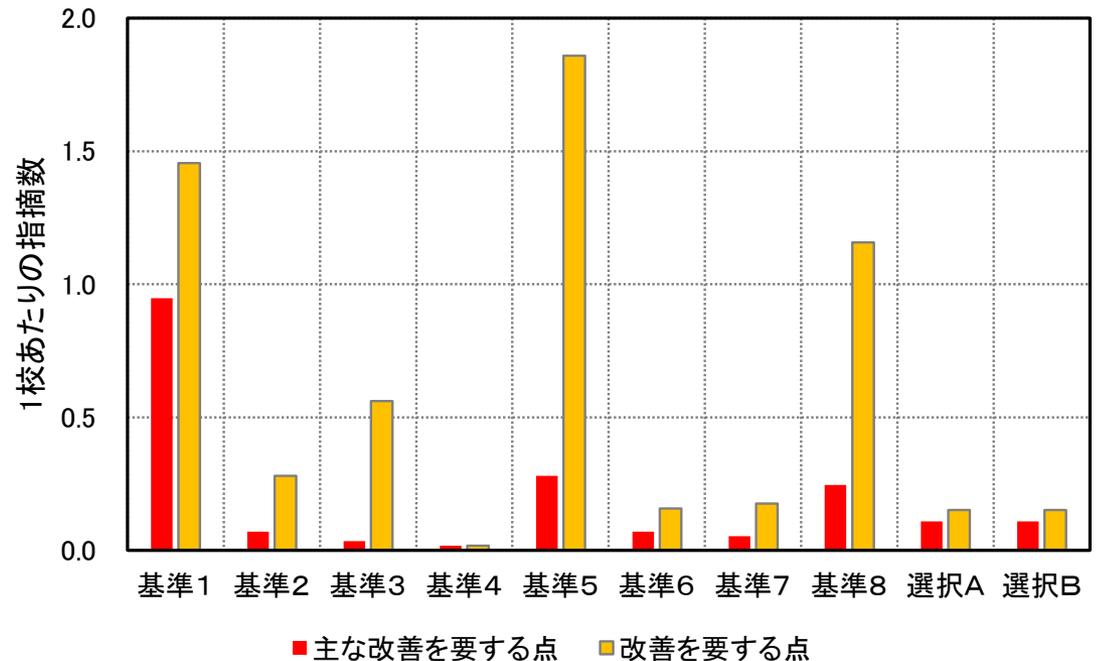
1. 自己点検・評価全般について
2. 自己点検・評価の作業の種類
 - ① 規程類の整備
 - ② 3つのポリシー
 - ③ 意見聴取
 - ④ 教育活動の状況
 - ⑤ 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置
 - ⑥ より望ましい取組
3. 自己点検・評価の作業手順
4. 3巡目の機関別認証評価で改善を要する点として指摘の多い観点
5. 学校教育法施行規則の一部改正への対応



3巡目の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された評価基準

評価基準

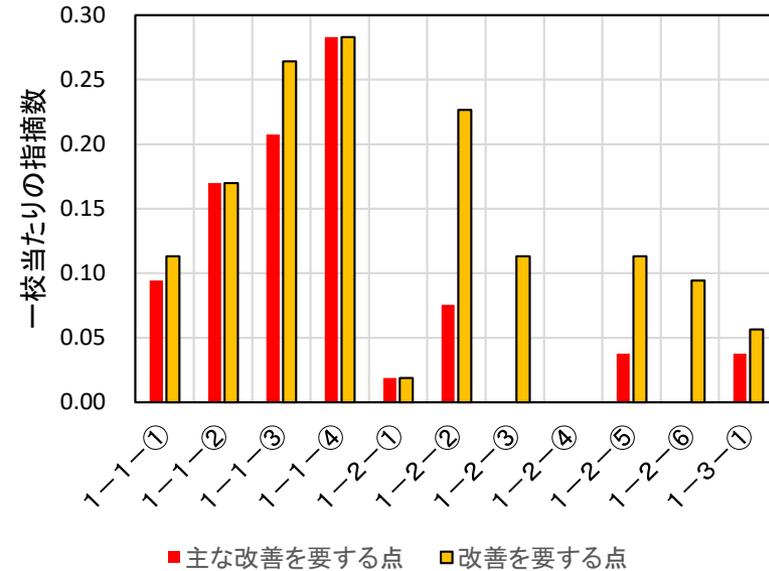
- 基準1: 教育の内部質保証システム
- 基準2: 教育組織及び教員・教育支援者等
- 基準3: 学習環境及び学生支援等
- 基準4: 財務基盤及び管理運営
- 基準5: 準学士課程の教育課程・教育方法
- 基準6: 準学士課程の学生の受入れ
- 基準7: 準学士課程の学習・教育の成果
- 基準8: 専攻科課程の教育活動の状況
- 選択的評価事項A: 研究活動の状況
- 選択的評価事項B: 地域貢献活動等の状況



対象校1校当たりの基準別の「改善を要する点」の指摘数

基準1:教育の内部質保証システム

観点	内容
1-1-①	教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。 重点評価項目
1-1-②	内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 重点評価項目
1-1-③	学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 重点評価項目
1-1-④	自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 重点評価項目
1-2-①	準学士課程のディプロマ・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
1-2-②	準学士課程のカリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
1-2-③	準学士課程のアドミッション・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
1-2-④	専攻科課程のディプロマ・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
1-2-⑤	専攻科課程のカリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーと整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
1-2-⑥	専攻科課程のアドミッション・ポリシーが学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
1-3-①	学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

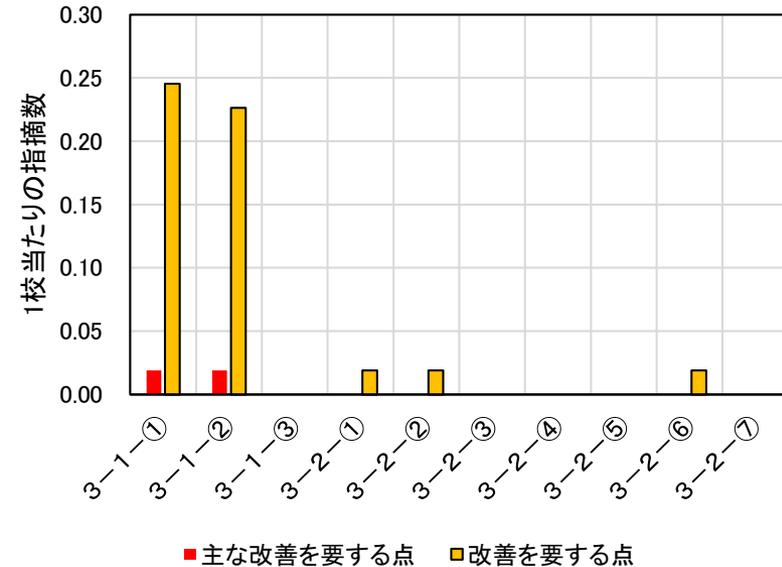


- 重点評価項目の内部質保証システムの整備・実施に問題が多い。
- 観点1-1-④は、前回(2巡目)の機関別認証評価で改善を要する点となった事項が改善されていないことを示している。
- 3つのポリシーにも課題があり、特にCPに不備が目立つ。



基準3：学習環境及び学生支援等

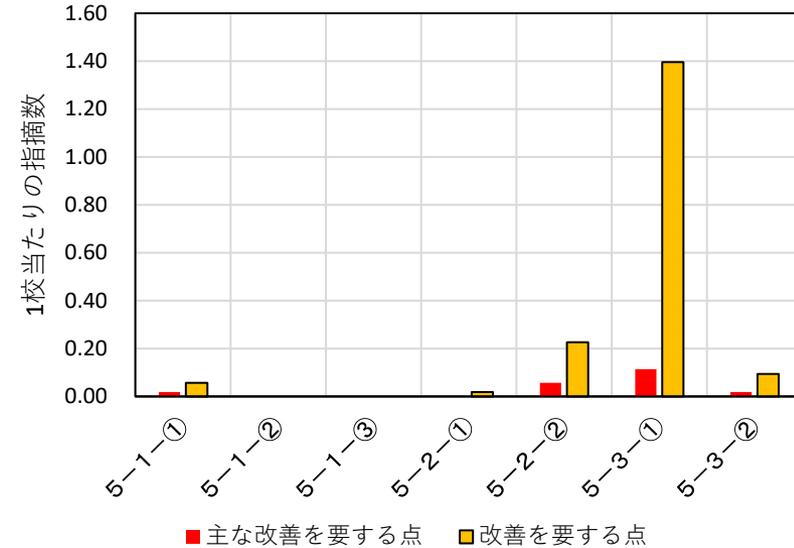
観点	内容
3-1-①	学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。
3-1-②	教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。
3-1-③	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
3-2-①	履修等に関するガイダンスを実施しているか。
3-2-②	学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
3-2-③	特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。
3-2-④	学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
3-2-⑤	就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。
3-2-⑥	学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。
3-2-⑦	学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。



- 観点3-1-①は、バリアフリー設備に不十分なものがあることを示している。
- 観点3-1-②は学生、教職員の満足度調査に基づいた改善が不十分であることを示している。

基準5：準学士課程の教育課程・教育方法

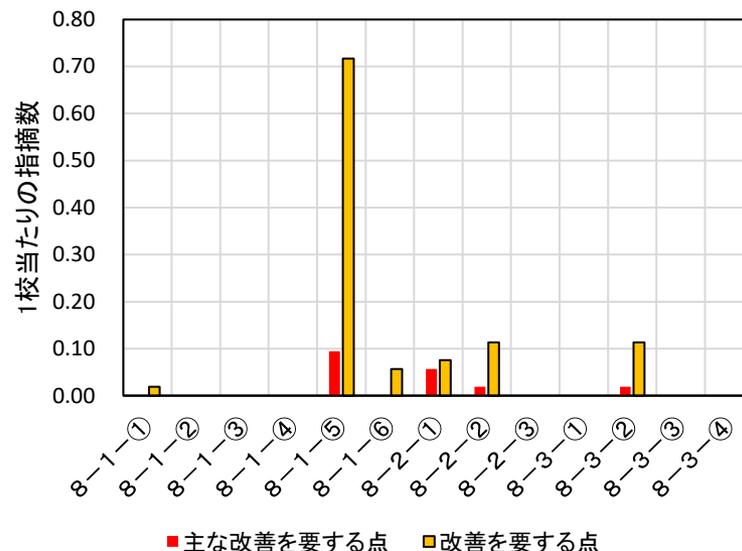
観点	内容
5-1-①	カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
5-1-②	教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。
5-1-③	創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。
5-2-①	カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
5-2-②	カリキュラム・ポリシーの趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。
5-3-①	成績評価・単位認定基準が、カリキュラム・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
5-3-②	卒業認定基準が、ディプロマ・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。



- 観点5-3-①は、成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的チェック体制が整備されていない、複数年度にわたって同一問題が出題されている、などの指摘が多い。

基準8：専攻科課程の教育活動の状況

観点	内容
8-1-⑤	成績評価・単位認定基準が、カリキュラム・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
8-1-⑥	修了認定基準が、ディプロマ・ポリシーに従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
8-2-①	アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
8-2-②	アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
8-2-③	実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
8-3-①	成績評価・修了認定の結果から判断して、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
8-3-②	達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
8-3-③	就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
8-3-④	卒業生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。



- 観点8-1-⑤は、成績評価の客観性・厳格性を担保するための組織的チェック体制が整備されていない、複数年度にわたって同一問題が出題されている、などの指摘が多い。



目次

1. 自己点検・評価全般について
2. 自己点検・評価の作業の種類
 - ① 規程類の整備
 - ② 3つのポリシー
 - ③ 意見聴取
 - ④ 教育活動の状況
 - ⑤ 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置
 - ⑥ より望ましい取組
3. 自己点検・評価の作業手順
4. 3巡目の機関別認証評価で改善を要する点として指摘の多い観点
5. 学校教育法施行規則の一部改正への対応

学校教育法施行規則の一部改正内容(1/2)

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第27号)が令和6年9月30日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなった。
参考URL(文部科学省ホームページ):
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/mext_00002.html
- 大学(短期大学、大学院を含む。)は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。(第172条の2第1項関係)
 - ① 入学者の選抜に関する事。(第4号関係)
 - ② 外国人留学生の数に関する事。(第5号関係)
- 上記改正は第179条により高等専門学校に準用される。
- 本改正は令和7年4月1日から施行されることから、令和7年度の機関別認証評価においても評価対象となり、令和7年1月に高等専門学校機関別認証評価 自己評価実施要項の様式1「自己評価書」(観点4-5-①)及び別紙様式2-4の改訂を行った。
 - ① 様式1に関して、令和7年度受審校においては、すでに公開済みのものを用いても、改訂されたものを用いても、どちらも選択可能。公開済みの様式1を用いた場合、新たに追加された教育情報の公表への対応は備考欄に記載すること。
 - ② 様式2-4は、改訂されたものを用いること。



学校教育法施行規則の一部改正内容(2/2)

1. 入学者選抜に関すること

- 学力検査等の内容や試験問題に関する情報、合否判定の方法及び基準並びに合理的配慮の提供に関する対応方法(相談窓口、事前相談や配慮の申請の方法及び受験上の配慮の一般的な例等)が想定される。
- 試験問題に関する情報の具体的な中身としては、**試験問題、解答又は解答例及び出題意図**について、原則として公表すべきものであること。
- 学部、研究科の入試方法の区分ごとの受験者数、合格者数及び入学者数、過去の年度の入学志願者数、受験者数及び合格者数並びに多様な背景を有する者への支援制度についても公表に努めることが望ましいこと。併せて、年齢、性別、国籍別の入学者数など、多様な背景を持つ学生の受入れの状況について、大学の実情に応じて公表することが望ましいこと。入学者の選抜に限らず、障害のある学生の修学支援の情報を公表することも望ましいこと。

2. 外国人留学生の数に関すること

- **在籍する外国人留学生の数並びに科目等履修生等のうち外国人留学生であるものの数**が想定されること。
- 入学者及び卒業又は修了した者のうち外国人留学生であるものの数や、卒業又は修了後に進学した者及び就職した者の数、並びに公表する外国人留学生の数における出身国・地域別内訳についても公表することが望ましいこと。
- 在学する日本人学生のうち留学(短期や私費留学等あらゆる対面の留学形態を含む。)した者の数についても併せて公表することが望ましいこと。

※黄色マーカーの部分は公表必須な情報。それ以外は公表することが望ましい情報。

【参考】改訂後の様式2-4(抜粋)

チェック項目	該当URL	備考
④ 入学者の選抜に関する情報		
○ 試験問題、解答又は解答例及び出題意図	準： 専：	
○ 合否判定の方法及び基準	準： 専：	注1
○ 合理的配慮の提供に関する対応方法	準： 専：	注1
○ 上記以外の入学者選抜に関する情報	準： 専：	注1
④⑤ 学生に関する情報		
○ 学科、専攻の収容定員	準： 専：	
○ 学科、専攻の入学定員（編入学定員含む）	準： 専：	
○ 入学者数、編入学者数	準： 専：	
○ 在学者数	準： 専：	
○ 卒業者（修了者）数	準： 専：	
○ 進学者数	準： 専：	
○ 就職者数	準： 専：	
○ 卒業後の進路（進学及び就職先の状況）	準： 専：	
○ 外国人留学生の数並びに科目等履修生等のうち外国人留学生の数	準： 専：	
○ 入学者及び卒業又は修了した者のうち外国人留学生の数（出身国・地域別内訳を含む。）	準： 専：	注1
○ 卒業又は修了後に進学した者及び就職した者のうち外国人留学生の数（出身国・地域別内訳を含む。）	準： 専：	注1
○ 在学する日本人学生のうち留学（短期や私費留学等あらゆる対面の留学形態を含む。）した者の数	準： 専：	注1

注1:公表することが望ましいもの

終わりに

- 本資料は、機関別認証評価を受審することの負担を軽減し、機関別認証評価を行う過程での対応(作業)を最小限に留めるために、自己点検・評価を適切に実施するための要点をまとめている。本資料に記載された事項は、一例に過ぎないので、各校の事情を踏まえて、最適な体制で自己点検・評価を進めていただきたい。
- また、自己点検・評価を7年以内ごとに受審する機関別認証評価の前年度にのみ行うのでは、学内での知識の伝承がされず、教育の内部質保証が不十分となってしまう恐れが非常に高い。対応状況報告を行う期限の前年度に自己点検・評価を実施するようなスケジュールを検討し、継続的に自己点検・評価を実施する体制を確立し、教育研究活動の質の向上に組織的に取り組んでいただきたい。
- 内部質保証システムを適切に動かしてゆくためには、自己点検・評価に関する学内の執行部の理解が不可欠である。機関別認証評価の受審に係る実質的な負担軽減の実現のためには、継続的な自己点検・評価体制の確立を執行部にけん引していただくことが肝要と考えられる。



ご清聴ありがとうございました。